

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）））丸目地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、令和4年1月10日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番1号）に提出してください。

令和3年11月19日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）））丸目地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年11月19日から令和3年12月20日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所